

# 令和3年度予算編成方針

## 第1 現在の国の経済情勢と動向

内閣府は、現在の国の経済情勢について、「景気は、新型コロナウイルス感染症（以下、感染症）の影響により、依然として厳しい状況にあるが、このところ持ち直しの動きがみられる。先行きについては、感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを引き上げていく中で、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きが続くことが期待される。ただし、国内外の感染症の動向や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。」と分析しています。

このような経済情勢の下、令和3年度の予算編成の方向性を示す「経済財政運営と改革の基本方針2020」において、ポストコロナ時代の新しい未来の姿として「新たな日常」を通じた質の高い経済社会を実現するとしています。

また、政府予算に関する具体的な対応について、感染症の動向を予見することに限界があることなどから、各省庁から財務省への概算要求期限を例年よりも1か月遅らせて9月30日としており、国の動向については引き続き注視していく必要があります。

## 第2 本市の状況

令和3年度の予算編成は言うまでもなく、感染症の影響により、大変厳しいものとなります。この前例のない事態にあって、歳入の根幹をなす市税収入については、慎重に見込みを立てる必要があります。現在、最新の経済指標などを確認しながら、取り組みを進めているところです。また、その他の歳入項目についても、令和3年度政府予算や、地方全体の財政フレームなどを踏まえながら、見込みを立てる必要がありますが、政府の予算編成スケジュールが、例年よりも1か月遅れていることなどもあり、今後、精査を進めていくことになります。

一方で、歳出については、保育所の運営支援を始めとする社会保障関連経費や、環境管理センターごみ処理施設の維持補修に係る費用などに加えて、来年度以降は、感染症

に対応した「新しい生活様式」の実践に伴う経費などの計上も見込まれます。本年8月に実施したサマーレビューの時点において、これらを含む歳出の総額は、一般財源ベースで約505億円となっています。

仮に、この歳出総額を令和2年度の一般会計歳入の一般財源472億円と比較すると、財源不足額は約33億円となります。令和3年度の歳入見込額が減少すれば、この不足額はさらに大きくなり、例年実施している財政調整基金の取り崩しによっても予算編成は困難となります。そのため、令和3年度の歳出額を可能な限り縮減していく必要があります。

### 第3 予算編成への取り組み姿勢

本市は、これまで厳しい財政状況の下にあっても「健康都市 やまと」の実現に向けて、「人」、「まち」、「社会」の3つの健康を市政の柱として施策に取り組み、着実に実施してきました。そして今後は、感染症の拡大を抑えるための視点を持ちながら、状況に即した事業を適切に推進していく必要もあります。

これらの姿勢を維持しつつ、令和3年度の厳しい当初予算編成を確実に成し遂げるには、市民が真に必要とする事業や市政運営上で重要な施策に、限られた財源を配分していかなければなりません。そして、全職員が、これまで通りの予算は確保できないという認識を持った上で、一丸となって取り組む必要があります。

令和3年度予算編成は、前述のとおり、歳入総額の見込みが立たない中でスタートさせることとなります。このため、例年とは異なる新たな方法で取り組みを進めます。

まず、現段階における財源不足額を33億円と仮定し、歳入・歳出の両面からその解消に努めます。特に、歳出においては、経費を①「義務的経費」、②「準義務的経費」、③「政策的経費」の3つに区分し、時期を分けて審査を行います。

①「義務的経費」と②「準義務的経費」は、優先して財源を確保するとともに、予算編成期間の早い時期に財政課による審査を進めます。一方、③「政策的経費」については、市税の見込みや、国の令和3年度予算の動向などを注視しながら、年末にかけて、

本格的な審査を進めます。また、「政策的経費」については、マイナスシーリングの対象とし、これを踏まえた要求上限額を部毎に設定します。各部かいにおいては、事業の効果や効率性を見極め、選択と集中に努めることはもちろん、延期、廃止も含めた検討を行うこととし、その内容や各事業の方向性についてはトップヒアリングの場で諮っていくものとしします。

以上を踏まえ、令和3年度当初予算の要求にあたっては、次の6つの視点を徹底し、第4に示す「予算見積もり基準」に基づいて年間を通じた見積もりを行ってください。

**(1) 事業費の精査の徹底**

令和3年度の予算編成が極めて厳しい状況にあることを踏まえ、多額の経費を要する新規事業の実施は認めないこととするが、少ない経費で、大きな効果が期待できるものなどについては、その限りではない。また、令和元年度決算や感染症の影響を含む令和2年度予算の執行状況、事務事業評価結果などを十分に勘案し、真に必要な最小限の経費を見積もること。

**(2) 感染症への対応**

「新しい生活様式」に対応するため、感染症の対策に必要な経費を計上すること。

**(3) 要求上限額の範囲内での予算要求**

各部かいにおいては、別途通知するマイナスシーリングによる要求上限額の範囲内で予算要求を行うこと。なお、要求上限額については、その額を担保するものではない。

**(4) 自主財源の確保**

市税の課税客体の適正な把握及び納付催告や滞納整理の強化等による収入の確保をはじめ、未利用地の売却と積極的な活用、市の資産を広告媒体とした広告収入など、可能な限り自主財源を確保すること。

**(5) 特定財源等の確保**

国・県の予算編成動向などを把握し、的確に予算要求に反映させるとともに、民間団体等における補助金制度にも目を向けるなど、可能な限りの情報収集及び研究を尽くし、積極的な歳入の確保に努めること。また、補助金等が廃止となる場合は、事業の継続について検討すること。

#### (6) 業務の効率化、見直し（行政改革の推進）

「事務を処理するにあたっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならない」とする行政改革の推進の観点から業務の効率化、見直し等を進めること。特に、市民向けの周知や、普及・啓発に関わる事業については、感染症対策等の観点からも、市ホームページや各種アプリケーション等を積極的に活用すること。

### 第4 予算見積もり基準

各部においては、別途通知する要求上限額の範囲で事業を見積もり、次に掲げる事業等については、各項目の基準に留意してください。

なお、細部については、以上のことを踏まえて別途定める「予算編成事務要領」によるものとします。

#### (1) 法令等に基づき実施する事業等

生活保護費、児童扶養手当など国の制度により負担する事業については、国等の動向を充分注視し、精査した中で、必要最小限で見積もること。

また、来年度制度改正などが予定されている事業については、可能な限り精緻な見積もりとなるよう、情報をしっかりと収集すること。

#### (2) 建設事業

建設事業の予算要求にあたっては、後年度の地方債の償還や維持管理経費等に鑑みて、長期的な視点にたち、最小限の経費で要求すること。

#### (3) 維持補修

維持補修については、公共建築課と調整のうえ、公共施設保全計画に基づいて、必要最小限の修繕・改修に関する経費を要求すること。

#### (4) 特別会計及び企業会計

各会計は独立採算が前提であることを踏まえ、常に収支の均衡に配慮し、財源不足を単に一般会計からの赤字補てん的な繰入金に依存しないこと。また、税、使用料などの自主財源の改定を検討するとともに、徹底した経営努力による経費の節減と運営の合理化に努めること。さらに、徹底した未収金対策に努めること。